

広島県告示第六十二号

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十一号）第八十三条第五項の規定に基づき、知事が定める離島その他の地域を次のように定め、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年一月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十一号）第八十三条第五項に規定する離島その他の地域であつて知事が定めるものは、当該離島その他の地域が次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域

- 二 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村

- 三 厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成十二年厚生省告示第五十三号）に定める地域